

第 4 回 第 1 農 地 部 会 議 事 録

日 時 令和 5 年 4 月 1 8 日 (火) 午前 1 0 時 0 0 分

場 所 津市美里庁舎 2 階 会議室 1

出席部会委員 1 小澤 哲男・ 2 川邊 千秋・ 3 下井 弘・ 4 田村 明
5 若林 卓哉・ 8 喜多 義幸・ 9 竹尾 泰
10 田中 茂人・ 11 清水 喜代己・ 12 平松 崇己
13 横山 光次・ 19 太田 義政・ 21 坂野 大徹・ 23 水谷 隆
以上 1 4 名

欠 席 委 員

出席部会員外委員

議 長 第 1 農地部会長 太田 義政

事 務 局 職 員 野村事務局長・加賀次長・江副主査

総 合 支 所 河芸：本郷副主幹 竹内主事 芸濃：中山主査
美里：中瀬担当副主幹 香良洲：中山担当主幹

議 事 録 署 名 者 5 若林 卓哉・ 9 竹尾 泰

事 項

報告第 1 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について
報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について
報告第 3 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について
報告第 4 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について (所有権移転)
報告第 5 号 農地所有適格法人の定期報告について

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可取消願について (所有権移転)
議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について (所有権移転)
議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について (賃貸借権)
議案第 4 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について (使用貸借)
議案第 5 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について (区分地上権)
議案第 6 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
議案第 7 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (所有権移転)
議案第 8 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (賃貸借権)
議案第 9 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (使用貸借)
議案第 1 0 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (地上権)
議案第 1 1 号 非農地証明願について
議案第 1 2 号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律 (令和 4 年法律第 5 6 号)

議 事 の 大 要

議 長

それでは第4回第1農地部会を開催させていただきます。
本日の欠席はございません。出席委員は14名です。
それでは、議事録署名者を私の方から指名させていただきます。
5番 若林 卓 委員、9番 竹尾 泰 委員よろしくお願いします。
それでは初めに、会長専決等の報告事項に入ります。
事務局の説明をお願いします。

事 務 局

まず、議案を説明させていただく前に、恐れ入りますが、議案書の訂正を2箇所、お願いいたします。

18ページの議案第1号、タイトルをご覧ください。

議案第1号のタイトルが「農地法第3条第1項の規定による許可取消願について（所有権移転）」となっておりますが、正しくは「農地法第3条の規定による許可取消願について（所有権移転）」になります。

20ページの議案第2号、番号9をご覧ください。

譲受理由が「高齢化による労力不足」になっており譲渡理由が「相手方の要望」となっておりますが、正しくは譲受理由が「相手方の要望」で譲渡理由が「高齢化による労力不足」となります。

それでは、議案書の1ページから2ページをお願いいたします。

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。

番号1から9で、件数は9件、合計面積は19,166㎡で、その内訳は田が16,250㎡、畑が2,916㎡でございます。

これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解約したものであります。

3ページから14ページをお願いいたします。

報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について、でございます。

番号1から16で、件数は16件、合計面積は87,241.50㎡で、その内訳は田が70,519.20㎡、畑が16,649.30㎡、その他雑種地が73㎡でございます。

これらにつきましては、相続の届出でございます。

なお、現況地目が農地以外になっているところは、無断転用の可能性がありますので、届出人に対して指導しております。

15ページをお願いいたします。

報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、ござ

います。

番号1 長屋住宅用地

番号2 貸駐車場用地

番号3 一般個人住宅用地

番号4 運動場用地

以上、件数は4件、合計面積は2, 529㎡、その内訳は田が1, 137㎡、畑が1, 392㎡でございます。

16ページをお願いいたします。

報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権移転）、でございます。

番号1 宅地分譲用地

番号2 共同住宅用地

番号3 一般個人住宅用地

番号4、番号5、番号6 資材置場用地

以上、件数は6件、合計面積は4, 412㎡で、その内訳は田が2, 803㎡、畑が1, 609㎡でございます。

報告第5号 農地所有適格法人の定期報告について、でございます。

番号1 _____、主たる耕作物は花卉(かき)、トマト、キウイフルーツ。耕作面積は、田が0.5ha、畑が20.6ha、合計21.1ha。

以上件数は1件で、法人形態要件、事業要件、議決権要件、役員要件のすべてを満たしております。

報告案件につきまして、以上で説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

議 長 それでは、議案事項に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可取消願いについて、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 18ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可取消願いについて（所有権移転）、でございます。

番号1、地区 高野尾、申請地 高野尾町東豊久野____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 807㎡、受人 _____、渡人 _____。

この案件につきましては、令和4年6月17日付けにて許可を受けましたが、事業中止のため、許可の取消願いが提出されております。

以上、件数は1件、合計面積は畑で807㎡でございます。

以上で説明終わります。

ご審議のほどよろしくお願い致します

議 長 事務局の説明が終わりましたので、地元委員の意見を伺います。

番号1、地区 高野尾 お願いします。

若林委員	5 番若林です。現地を推進委員と確認しました。何ら問題ないので、許可をお願いします。
議 長	番号 1 について、地元委員さんから異議のない旨の発言がありました。皆さんいかがでしょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	それでは異議なしと認め、議案第 1 号については、取消を承認することに決定いたします。 次に議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について（所有権移転）について事務局の説明をお願いします。
事 務 局	19 ページをお願いいたします。 議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について（所有権移転）、でございます。 番号 1、地区 雲出、申請地 雲出長常町八幡_____、登記地目・現況地目とも畑、面積 552 m²、受人 _____、面積 45,638.42 m²、渡人 _____。 譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、兼業による営農縮小のためです。 番号 2、地区 雲出、申請地 雲出長常町若子_____、登記地目・現況地目とも畑、面積 2,916 m²、受人 _____、面積 45,638.42 m²、渡人 _____。 譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、兼業による営農縮小のためです。 番号 3、地区 大里、申請地 大里野田町細澤_____、登記地目・現況地目とも畑、面積 255 m²、受人 _____、面積 33,434 m²、渡人 _____。 譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、労力不足による営農縮小のためです。 番号 4、地区 大里、申請地 大里睦合町西沖_____、登記地目・現況地目とも畑、面積 545 m²、受人 _____、面積 1,585 m²、渡人 _____。 譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、高齢化による労力不足のためです。 番号 5、地区 大里、申請地 大里睦合町西沖_____、登記地目・現況地目とも畑、面積 1,110 m²、受人 _____、面積 1,919 m²、渡人 _____。 譲受理由は、耕作利便の為、譲渡理由は、高齢化による労力不足のためです。 番号 6、地区 高野尾、申請地 高野尾町石切山_____、登記地目・現況

地目とも田、面積 2, 334 m²、受人 _____、面積 18, 700. 43 m²、渡人 _____。

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、遠隔地による耕作不便のためです。

番号7、地区 高野尾、申請地 高野尾町前沖____、登記地目・現況地目とも田、面積 1, 419 m²、受人 _____、面積 6, 091 m²、渡人 _____。

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、高齢化による労力不足のためです。

番号8、地区 櫛形、申請地 産品小海____、登記地目・現況地目とも田、面積 3, 144 m² 外1筆、合計面積 6, 577 m²、受人 _____、面積 23, 598. 42 m²、渡人 _____。

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、高齢化による労力不足のためです。

20ページをお願いします。

番号9、地区 黒田、申請地 河芸町高佐上之町____、登記地目・現況地目とも田、面積 889 m²、受人 _____、面積 3, 685 m²、渡人 _____。

譲受理由は、相手方の要望のため、譲渡理由は、高齢化による労力不足のためです。

番号10、地区 草生、申請地 安濃町中川南垣内____、登記地目・現況地目とも畑、面積 178 m²、受人 _____、面積 10, 157 m²、渡人 _____。

譲受理由及び譲渡理由は、自作地相互の交換のためです。

番号11、地区 草生、申請地 安濃町中川南垣内____、登記地目・現況地目とも畑、面積 261 m²、受人 _____、面積 9, 440 m²、渡人 _____。

譲受理由及び譲渡理由は、自作地相互の交換のためです。

番号12、地区 村主、申請地 安濃町光明寺東垢部____、登記地目・現況地目とも畑、面積 175 m²、受人 _____、面積 2, 333. 99 m²、渡人 _____。

譲受理由は、耕作利便の為、譲渡理由は、高齢化による労力不足のためです。

以上、件数は12件、面積は17, 211 m²で、このうち田が11, 219 m²、畑が5, 992 m²でございます。

いずれの案件につきましても、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

なお、令和5年4月1日に施行されました農地法の一部改正により、農地法

第3条の許可要件であった下限面積要件は廃止されております。

以上で説明を終わります。
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
番号1、番号2、地区 雲出、お願いします。

下井委員 3番下井です。推進委員に現地確認をしてもらいまして、問題なしということです。以上です。

議 長 番号3から番号5 地区 大里、お願いします。

若林委員 5番若林です。何ら問題ないので、よろしくお願いいたします。

議 長 番号6、番号7 地区 高野尾、お願いします。

若林委員 5番若林です。地元推進委員と見ましたが、問題ないのでよろしくお願いします。

議 長 番号8、地区 櫛形、お願いします。

小澤委員 1番小澤です。営農拡大ということです。何ら問題ないということで、よろしくお願いします

議 長 番号9、地区 黒田、お願いします。

喜多委員 8番喜多です。地元推進委員と現場を見ました。何ら問題ございませんので、よろしくお願いします。

議 長 番号10、番号11、地区 草生、お願いします。

横山委員 13番横山です。事務局と推進委員の方と現地確認させていただきました。相互交換ということで問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

議 長 番号12、地区 村主、お願いします。

横山委員 13番横山です。現地確認させていただきましたが、これも何の問題もないということで、よろしくお願いします。

議 長 番号1から番号12について、地元委員さんから、異議なしということです。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長	ありがとうございます。それでは異議なしと認め、議案第2号については、許可をすることに決定いたします。 次に議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について（賃貸借権）、事務局の説明をお願いします。
事 務 局	21ページをお願いいたします。 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について（賃貸借権）、でございます。 番号1、地区 上野、申請地 河芸町東千里新界____、登記地目・現況地目とも田、面積 1,011㎡、借人 ____、面積 0㎡、貸人 ____。 借受理由は、営農拡大のため、貸渡理由は、高齢化による労力不足のためです。 なお、借人は3月の農地利用集積計画にて、賃貸借及び使用貸借の契約で94,427㎡を申請し、借り受けています。 番号2、地区 上野、申請地 河芸町東千里新界____、登記地目・現況地目とも田、面積 1,011㎡、借人 ____、面積 0㎡、貸人 ____。 借受理由は、営農拡大のため、貸渡理由は、高齢化による労力不足のためです。 番号3、地区 上野、申請地 河芸町東千里新界____、登記地目・現況地目とも田、面積 1,011㎡、借人 ____、面積 0㎡、貸人 ____。 借受理由は、営農拡大のため、貸渡理由は、高齢化による労力不足のためです。 番号4、地区 上野、申請地 河芸町東千里新界____、登記地目・現況地目とも田、面積 1,011㎡ 外1筆、合計面積 2,012㎡、借人 ____、面積 0㎡、貸人 ____。 借受理由は、営農拡大のため、貸渡理由は、高齢化による労力不足のためです。 番号5、地区 上野、申請地 河芸町東千里新界____、登記地目・現況地目とも田、面積 1,011㎡ 外3筆、合計面積 4,044㎡、借人 ____、面積 0㎡、貸人 ____ 外2名。 借受理由は、営農拡大のため、貸渡理由は、高齢化による労力不足のためです。 以上、件数は5件で、合計面積は9,089㎡、すべて田でございます。 いずれの案件につきましても、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 以上で説明を終わります。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長	事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。 番号1から番号5、地区 上野、お願いします。
喜多委員	8番喜多です。この物件、わたくしところの若い人が継いでくれるということで、このようになりましたので、よろしくお願いします。
議 長	番号1から番号5について、地元委員さんから、異議のない旨の発言でございます。 皆さんいかがでしょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	それでは異議なしと認め、議案第3号については、許可をすることに決定いたします。 次に議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について（使用貸借）、事務局の説明をお願いします。
事 務 局	22ページをお願いいたします。 議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について（使用貸借）、でございます。 番号1、地区 高野尾、申請地 高野尾町東南野____、登記地目・現況地目とも畑、面積 155㎡ 外2筆、合計面積 1,069㎡、借人 ____、面積 31,058.76㎡、貸人 ____。 借受理由は、営農拡大のため、貸渡理由は、兼業による労力不足のためです。 番号2、地区 上野、申請地 河芸町東千里新界____、登記地目・現況地目とも田、面積 244㎡、借人 ____、面積 0㎡、貸人 ____。 借受理由は、営農拡大のため、貸渡理由は、高齢化による労力不足のためです。 以上、件数は2件で、合計面積は1,313㎡、このうち田が244㎡、畑が1,069㎡でございます。 いずれの案件につきましても、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 以上で説明を終わります。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	事務局の説明が終わりましたので、地元委員の意見を伺います。 番号1、地区 高野尾、お願いします。
若林委員	5番若林です。現地確認しましたが、何ら問題ないので、よろしくお願いします。

ます。

議 長 番号2、地区 上野、お願いします。

喜多委員 8番喜多です。これも問題ありませんのでよろしくお願いします。

議 長 番号1から番号2について、地元委員さんから、異議のない旨の発言がありました。
皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは異議なしと認め、議案第4号については、許可をすることに決定いたします。

次に議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請について（区分地上権）、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 23ページをお願いいたします。

議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請について（区分地上権）、でございます。

番号1、地区 高野尾、申請地 高野尾町東南野____、登記地目・現況地目とも畑、面積 155㎡ 外2筆、合計面積 1,069㎡、区分地上権者 ____、区分地上権設定者 ____。

一定の空間として設定する面積は1,069㎡、高さは地上2.05mから3.18mの間となります。

設定理由は、区分地上権者及び区分地上権設定者ともに営農型太陽光による区分地上権の設定のためです。

番号2、地区 安西、申請地 芸濃町小野平石尾____、登記地目・現況地目とも畑、面積 333㎡ 外2筆、合計面積 1,143㎡、区分地上権者 ____、区分地上権設定者 ____。

一定の空間として設定する面積は1,143㎡、高さは地上2.05mから3.18mの間となります。

設定理由は、区分地上権者及び区分地上権設定者ともに営農型太陽光による区分地上権の設定のためです。

以上、件数は2件で、合計面積は2,212㎡、すべて畑でございます。

いずれの案件につきましても、農地法第3条第2項ただし書きには該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

また、これらの議案に関連する、営農型太陽光発電施設の一時転用につきましては、この後の議案第10号でご審議いただきます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長	事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。 番号 1、地区 高野尾、お願いします。
若林委員	5 番若林です。現地確認しました。問題ないのでよろしくお願いします。
議 長	番号 2、地区 安西、お願いします。
田中委員	10 番田中です。2 月に元の案件で出ておりまして、今回、地上権設定ということですが、下で柵を作りなさるのですが、問題ないと思われますので、よろしくお願いします。
議 長	番号 1、番号 2 について、地元委員さんから、異議のない旨の発言がありました。 皆さんいかがでしょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	それでは異議なしと認め、議案第 5 号については、許可をすることに決定いたします。 次に議案第 6 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請についてです。
事 務 局	今回の農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請ですが、議事参与の制限に該当する案件がございますので、まずその案件を審議し、その後、その他の案件を審議したいと思います。 つきましては、議事参与の制限に係る案件について、議事進行を部会長職務代理にお願いしたいと思います。
議 長	それでは、議事参与の制限に係る案件について、部会長職務代理に議事進行をお願いします。
部会長職務代理	それでは、議長に代わり議事進行を務めたいと思います。 農地法第 4 条 1 項の規定による許可申請についてです。 議案書 24 ページの番号 2 に関し、農業委員会等に関する法律、第 31 条の議事参与の制限に該当しますので、_____委員、一時退室をお願いします。
	< 退 室 >
部会長職務代理	それでは、番号 2 地区 安東の説明を事務局お願いします。
事 務 局	24 ページをお願いいたします。 議案第 6 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について、でございます。 番号 2、地区 安東、申請地 安東町西園____、登記地目・現況地目とも畑、面積 166 m ² の内 121 m ² 、申請者 _____。 これにつきましては、申請地を自家消費のための太陽光発電施設用地とする

ものです。
農地区分は第3種農地と判断されます。
以上で説明を終わります。

部会長職務代理 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺いたいと思います。
地区、安東。

川邊委員 4月7日に、事務局と推進委員4名と確認いたしました。問題ございません
のでよろしくお願いします。

部会長職務代理 番号2について地元委員から異議のない旨の報告がありました。
皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

部会長職務代理 ありがとうございます。それでは異議なしと認め、番号2について許可する
ことに決定いたします。_____委員入室をお願いします。

< 入 室 >

部会長職務代理 それでは、以降の議事進行について議長にお願いしたいと思います。
よろしくお願いします。

議 長 ご面倒をおかけいたしました。ありがとうございました。
それでは、番号2以外の案件の説明を事務局お願いいたします。

事 務 局 同じく24ページをお願いいたします。
番号1、地区 安東、申請地 一色町東浦_____、登記地目・現況地目と
も畑、面積 205㎡、申請者 _____。
これにつきましては、申請地を農業用駐車場用地とするものです。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 草生、申請地 安濃町中川南垣内_____、登記地目 畑、
現況地目 宅地、面積 456㎡、申請者 _____。
これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地とするものです。
昭和50年頃に申請者の両親が離れと物置を建てた旨の始末書の提出があり
ますことから、これを追認するものです。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 村主、申請地 安濃町光明寺東垢部_____、登記地目 畑、
現況地目 宅地、面積 323㎡の内160㎡ 外1筆、合計面積 460㎡、
申請者 _____。
これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地とするものです。
昭和29年に申請者の先代が住宅を建築し、平成5年頃に倉庫を建築した旨
の始末書の提出がありますことから、これを追認するものです。

農地区分は第2種農地と判断されます。

以上、件数は3件で、面積は畑で1, 121㎡でございます。

これらの案件につきましては、農地法第4条第6項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。番号1、番号3、番号4について地元委員の意見を伺います。

番号1、地区 安東、お願いします。

川邊委員 4月7日に事務局と推進委員と確認いたしました。問題ございません。よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。番号3、地区 草生、番号4 地区 村主、お願いします。

横山委員 13番横山です。事務局と、推進委員と確認しました。何ら問題ないと思います。よろしくお願いいたします。

議 長 番号1、番号3、番号4について、地元委員さんから、異議のない旨の発言でございます。

皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは異議なしと認め、議案第6号については、許可をすることに決定いたします。

続いて議案7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）、事務局の説明をお願いします。

事務局 25ページをお願いいたします。

議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）、でございます。

番号1、地区 雲出、申請地 雲出本郷町西添____、登記地目・現況地目とも田、面積 1, 011㎡、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、461.52㎡、パネル設置率は、45.6%になります。

農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号2、地区 神戸、申請地 半田平木____、登記地目・現況地目とも

田、面積 397㎡ 外6筆、合計面積 1,609㎡、受人 _____、渡人 _____ 外1名。

これにつきましては、申請地を資材置場用地とするものです。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 櫛形、申請地 分部赤坂____、登記地目・現況地目とも田、面積 991㎡、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。
パネル設置面積は、597㎡、パネル設置率は、60.2%になります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 安西、申請地 芸濃町萩野前川原____、登記地目・現況地目とも畑、面積 68㎡ 外5筆、合計面積 721㎡、受人 _____、渡人 _____ 外1名。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。
パネル設置面積は、309.9㎡、パネル設置率は、42.9%になります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 棕本、申請地 芸濃町棕本東豊久野____、登記地目・現況地目とも畑、面積 704㎡ 外4筆、合計面積 2,391㎡、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を建売分譲住宅用地とするものです。
許可証の交付は都市計画法第29条との同時許可となります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

27ページをお願いします。

番号6、地区 棕本、申請地 芸濃町棕本中町____、登記地目・現況地目とも田、面積 466㎡ 外1筆、合計面積 816㎡、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を分譲住宅用地とするものです。
農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号7、地区 安濃、申請地 安濃町内多池田____、登記地目・現況地目とも田、面積 2,033㎡ 外1筆、合計面積 2,175㎡、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を含む一帯を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、全体面積で4,830㎡、パネル設置率は、不整形地等が含まれるため35.3%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

こちらの案件については、議案第10号にも挙がっております。

以上、件数は7件で、合計面積は9,714㎡、このうち田が6,459㎡、畑が3,255㎡でございます。

いずれの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、

許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
番号1、地区 雲出、お願いします。

下井委員 3番下井です。先般、関係者と現地確認しまして、問題なしということです。

議 長 番号2、地区 神戸、お願いします。

小澤委員 1番小澤です。4月7日に事務局と推進委員と現地確認しました。
提出書類があべこべでしたが、改めて書類の提出をきちんとしていただきましたので問題ありません。

議 長 番号3、地区 楡形、お願いします。

小澤委員 1番小澤です。4月7日に事務局、推進委員の皆さん方と現地確認しました。
木などがたくさん植えてあって、それを承知の上で発電するという事なので、
問題ないということで、お願いします。

議 長 ありがとうございます。番号4、地区 安西、お願いします。

田中委員 10番田中です。確認してまいりました。低い場所、お隣りに宅地がある
のですが、影響ないと思いますので、よろしくお願いします。

議 長 番号5、番号6、地区 棕本、お願いします。

竹尾委員 9番竹尾です。4月7日に、5番については会長さん、部会長さん、事務局、
推進委員とで確認をしました。分譲住宅の敷地用地ということで、農地が変わ
るわけです。6番についても4月7日に推進委員、事務局の方で確認しました。
中学校のちょうど南側にあたるところで、ここも分譲住宅地ということで変わ
る形になります。特に2件とも問題ないと判断しました。

議 長 ありがとうございます。番号7、地区 安濃、お願いします。

平松委員 12番平松です。面積が広いですが、山の中の田で耕作のされていないところ
でして、山と合わせて太陽光になるということで、きれいになるからいいか
と思いますので、問題なしということでよろしくお願いします。

議 長 ありがとうございます。
番号1から番号7について、地元委員さんから、異議のない旨の発言があり
ました。
皆さんいかがでしょうか。

部会委員	<一同 異議なし>
議 長	それでは異議なしと認め、議案第 7 号については、許可をすることに決定いたします。 次に議案 8 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について（賃貸借権）、事務局の説明をお願いします。
事 務 局	28 ページをお願いします。 議案第 8 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について（賃貸借権）、でございます。 番号 1、地区 白塚、申請地 白塚町境_____、登記地目 畑、現況地目 雑種地、面積 635㎡ 外 4 筆、合計面積 2,353㎡、借人 _____、貸人 _____。 これにつきましては、申請地を工事用仮設ハウスとして一時転用するものです。 令和元年ごろに資材置場用地としての利用見込みがあったことから砕石をした旨の始末書の提出があります。 農地区分は、第 2 種農地と判断されます。 番号 2、地区 神戸、申請地 半田平木_____、登記地目 田、現況地目 畑、面積 412㎡、借人 _____、貸人 _____。 これにつきましては、申請地を調剤薬局用地とするものです。 農地区分は、第 2 種農地と判断されます。 番号 3、地区 上野、申請地 河芸町久知野里前_____、登記地目・現況地目とも田、面積 1,032㎡、借人 _____、貸人 _____。 これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。 パネル設置面積は、598㎡、パネル設置率は、57.9%になります。 農地区分は、第 2 種農地と判断されます。 以上、件数は 3 件で、面積は 3,797㎡、このうち田が 2,283㎡、畑が 1,514㎡でございます。 この案件につきましても、農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 以上で説明を終わります。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。 番号 1、地区 白塚、お願いします。
田村委員	4 番田村です。4 月 7 日に会長、部会長、地元の推進委員と現地確認を行いました。以前にも同じような形で使っていたところで、事務局説明通りで問題

ありませんので、よろしくお願いいたします。

議 長 番号2、地区 神戸、お願いします。

小澤委員 1番小澤です。4月7日に事務局の方、推進委員の方たちと現地確認いたしました。議案第7号の神戸の同じところで、駐車場に利用するという事で、問題ないと思いますので、よろしくお願いいたします。

議 長 はい分りました。番号3、地区 上野、お願いします。

喜多委員 8番喜多です。4月7日に事務局、部会長、私、支所の職員らと現地確認いたしました。何ら問題ありませんので、よろしくお願いいたします。

議 長 番号1から番号3について、地元委員さんから、異議のない旨の発言がありました。
皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは異議なしと認め、議案第8号については、許可をすることに決定いたします。

続いて議案9号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(使用貸借)、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 29ページをお願いします。

議案第9号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(使用貸借)、でございます。

番号1、地区 藤水、申請地 垂水足田____、登記地目 畑、現況地目 雑種地、面積 715㎡、借人 ____、貸人 ____。

これにつきましては、申請地を資材置場用地として一時転用するものです。
農地区分は、農用地区域と判断されます。

番号2、地区 藤水、申請地 藤方黒木____、登記地目・現況地目とも 畑、面積 476㎡、借人 ____ 外1名、貸人 ____。

これにつきましては、申請地を分家住宅用地とするものです。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は2件で、合計面積は1,191㎡、すべて畑でございます。

いずれの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長	事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。 番号1、番号2地区 藤水
下井委員	3番下井です。番号1ですけど、先般事務局と現地確認いたしまして、特に問題はないですけど、許可要件にも入ってないのですが、境界の雑草が毎年すごいので、農道の方に砂とか資材が流出するのです。通行の邪魔になるので、定期的に除けてくれと、この2点を業者に申し入れしました。業者もちゃんと対応しますということで問題なしと思います。2番ですが、これは問題なしということでOKです。以上です。
議 長	はい、分かりました。番号1、番号2について、地元委員さんから、異議なしということでした。 皆さんいかがでしょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	それでは異議なしと認め、議案9号については、許可をすることに決定いたします。 次に議案10号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（地上権）、事務局の説明をお願いします。
事 務 局	30ページをお願いします。 議案第10号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（地上権）、でございます。 番号1、地区 高野尾、申請地 高野尾町東南野____、登記地目・現況地目とも畑、面積 155㎡の内0.04㎡ 外2筆、合計面積 0.36㎡、地上権者 ____、地上権設定者 ____。 これにつきましては、申請地を営農型太陽光発電施設用地として一時転用するものです。 一時転用期間は10年になります。 農地区分は、農用地区域と判断されます。 番号2、地区 安西、申請地 芸濃町小野平石尾____、登記地目・現況地目とも畑、面積 333㎡の内0.11㎡ 外2筆、合計面積 0.32㎡、地上権者 ____、地上権設定者 ____。 これにつきましては、申請地を営農型太陽光発電施設用地として一時転用するものです。 一時転用期間は10年になります。 農地区分は、農用地区域と判断されます。 これらの案件につきましては、許可要件である、転用の確実性・周辺農地への被害防除措置・下部の営農計画が一時転用許可期間中に適切な継続が確実であるか否か・農作物の生育に適した日照量を保つための設計となっているか否か・支柱の高さが2m以上を確保し、農業機械等の利用が可能であるか否かを確認したところ、特に問題がないものと判断され、許可要件のすべてを満たし

ていると考えます。

続きまして、番号3、地区 安濃、申請地 安濃町内多池田____、登記地目・現況地目とも田、面積 152㎡ 外3筆、合計面積 2,954㎡、地上権者 _____、地上権設定者 _____。

これにつきましては、申請地を含む一帯を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、全体で4,830㎡、パネル設置率は、35.3%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

この案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上、件数は3件で、合計面積は2,954.68㎡、このうち田が2,954㎡、畑で0.68㎡ございます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺う前に、質問したいのですが、営農型の太陽光施設で、一時転用、10年後はどうなるのですか。

事 務 局 10年後は、基本的には一旦終わりなのですが、引き続き更新ということで、下の営農がうまくいっているという状況が確認できれば、引き続き10年の延長が可能です。

議 長 更新するということ。

事 務 局 更新はできます。

議 長 そういう解釈で、撤去するということではない。了解。

地元委員さんの意見を伺います。番号1、地区 高野尾、お願いします。

若林委員 5番若林です。現地確認しました。何ら問題ないので、よろしくお願いします。

議 長 はい、了解しました。番号2、地区 安西、お願いします。

田中委員 10番田中です。問題ございませんので、よろしくお願いします。

議 長 番号3、地区 安濃、お願いします。

平松委員 12番平松です。これも面積は広いですが、山の中の田んぼで、周囲の山と一体で、太陽光ですが、排水に注意しながらやるということで、問題ないと思

	います。よろしくお願いします。
議 長	番号 1 から番号 3 について、地元委員さんから、異議なしということでございます。皆さんいかがでしょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	それでは異議なしと認め、議案 10 号については、許可をすることに決定いたします。 次に議案 11 号 非農地証明願について、事務局の説明をお願いします。
事 務 局	31 ページをお願いします。 議案第 11 号 非農地証明願について、でございます。 番号 1、地区 櫛形、願出者 _____、申請地 分部北川原 _____、登記地目 畑、現況地目 宅地、面積 271 m²。 これにつきましては、課税証明書により、申請地に昭和 22 年と昭和 41 年に農業用倉庫と住宅を建築し、現在に至ることが確認できることから、申請地は農地以外の用に供され 20 年以上が経過している土地であり、非農地証明事務取扱要領第 3 条第 1 項第 2 号の規定に該当することから、農地ではない旨の証明をしても差し支えないものと考えます。 以上、件数は 1 件で、合計面積は 271 m²、すべて畑でございます。 以上で説明を終わります。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
小澤委員	番号 1、地区 櫛形、お願いします。
小澤委員	1 番小澤です。4 月 7 日に、事務局、地元推進委員と現地を確認いたしました。畑の地目になっていますが、事務局説明通り、農業倉庫と住宅になっていました。お住まいの方が亡くなり、相続の方が東京にということ、証明を出されたみたいです。その後どうされるかは決まっていないみたいです。よろしくお願いします。
議 長	はい、了解です。番号 1 について、地元委員さんから、異議のない旨の発言がありました。 皆さんいかがでしょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	それでは異議なしと認め、議案 11 号については、証明することといたします。 次に別冊でお配りしました、議案第 12 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定についてです。

事務局の説明をお願いします。

事務局

議案第12号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の規定による農用地利用集積計画の決定について＜別冊＞でございます。

それでは、資料の1ページ、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧ください。

各地区別に、下の合計欄で説明をさせていただきます。

まず、津地区をご覧ください。

田の賃貸借、使用貸借で81, 856㎡、畑の賃貸借、使用貸借で15, 150㎡、契約件数は39件でございます。

河芸地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借、所有権移転で47, 686㎡、契約件数は14件でございます。

安濃地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で44, 880㎡、畑の賃貸借、使用貸借で1, 501㎡、契約件数は13件でございます。

芸濃地区につきましては、田の賃貸借で11, 576㎡、契約件数は3件でございます。

美里地区につきましては、田の使用貸借、所有権移転で15, 182㎡、契約件数は5件でございます。

香良洲地区につきましては、田の賃貸借で437㎡、契約件数は1件でございます。

以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借、所有権移転を合わせて201, 617㎡、畑の集積は賃貸借、使用貸借を合わせて16, 651㎡、合計契約件数は75件、合計面積は218, 268㎡となっております。

次に認定農業者への集積状況でございます。

地区別の認定農業者への集積は津地区35件、河芸地区9件、安濃地区10件、芸濃地区2件、美里地区1件で、合計57件、合計面積は174, 601㎡でございます。

なお、認定農業者への集積率は、件数で76%、面積で79.9%となっております。

続きまして、「農地中間管理事業」を利用した案件についてご説明いたします。

人・農地プランの作成が要件となっている新規のものについて、「農地利用集積計画の概要」の該当箇所、今回は3ページにあります1-19-2 外4件になり、整理番号の左側の欄外にアルファベットの「N」を記載しています。

今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の規定による、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

次に、2ページからの「農用地利用集積計画の概要」でございますが。

今回の利用集積計画のうち、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します案件がございますので、ご審議いただくにあたりまして、

ご配慮いただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。
今回の案件のうち、始めに、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当する案件について、ご審議をお願いします。

整理番号1-2及び1-13についてです。
_____委員、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

議長 この件について、いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。

入室してください。

< 入 室 >

議長 続きまして、整理番号1-12及び1-21から1-23についてです。
_____委員、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

議長 この件について、いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。
入室してください。

< 入 室 >

議長 それでは、議事参与の制限に該当しない案件につきましてご審議をお願いします。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。これらの案件につきましても適正であると認め、市長に進達することにいたします。

以上で、本部会に付議されました議案の審議はすべて終了いたしました。

これをもちまして、第4回第1農地部会を終了いたします。

午前11時03分

上記は、第4回第1農地部会の議事を記録したものである。

令和5年4月18日

議事録署名者 _____

議事録署名者 _____